

設定作業代行サービス利用規約

本利用規約には、NTTプレジジョンメディシン株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する、設定作業代行サービス(以下「本サービス」といいます。)の提供条件及び当社と利用者との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、利用者は、本利用規約の全文をお読みいただいたうえで、本利用規約に同意し、確実に遵守するものとします。

第1条 (本利用規約の適用)

1. 本利用規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 本サービスの提供条件は本利用規約及び「設定作業代行サービス仕様書」のとおりとし、別紙に定めのない料金等については、モバカルネット、モバカルナース及びモバカルクリニックの各利用規約及びモバカルホスピタルに係る契約書(本サービスの契約者が現に契約を締結しているものに限ります。以下「各モバカル利用規約等」といいます。)の規定を適用します。
3. 前項までに掲げるものを除いては、各モバカル利用規約等の定めにより本サービスを提供することとし、各モバカル利用規約等に変更があった場合は、変更後の各モバカル利用規約等の定めによることとします。
4. 各モバカル利用規約等と本利用規約の内容に齟齬が生じた場合、本利用規約の規定が優先するものとします。

第2条 (利用申込み)

本サービスの利用希望者は、本利用規約の全文をお読みいただき、本利用規約を遵守することに同意したうえで、本利用規約が掲載されているモバカル内の各代行作業の「利用規約に同意して申込む」ボタンを押すこと、もしくは当社指定の方法にて利用申込みを行うことにより、本サービスを利用することができます。

第3条 (利用契約の成立)

1. 本サービスの利用契約(以下、「利用契約」という。)は、利用者が当社所定の情報を当社に提供することで申込みを行い、これに対して当社が電子メール等当社所定の方法で承諾の意思表示を行った時に成立するものとします。
2. 当社は、本サービスの申込者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) 本利用規約に違背して本サービスを利用することが明らかに予想されるとき
 - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じているとき又は過去において遅滞の生じたことがあるとき
 - (3) 本サービスの申込みに際して当社に対し虚偽の事実を申告したとき
 - (4) クレジットカードによる料金の支払を希望する際に、クレジットカード会社の承認が得られないとき
 - (5) 申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスを締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認があったことを当社において確認できないとき
 - (6) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者をいいます。以下同じとします。)に該当するとき
 - (7) 本人確認を行うことができないとき
 - (8) 前各号に定めるときのほか、当社が業務を行ううえで支障があるとき又は支障の生じるおそれがあるとき。

第4条 (本サービスの利用料金等)

1. 利用者が当社に支払う本サービスの利用料金についてあらかじめその価格を定め、サービス仕様書、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で利用者に通知します。また、支払方法は当社が別途通知する通りとします。
2. 利用者は、当社が利用月の2ヶ月後までに発行する請求書に基づき、利用料金は利用月の末日の翌日から起算して2ヶ月以内に第1項に定める方法にて支払うものとします。なお、請求書には、利用料金、利用料金に対して算定した消費税およびその合計額を記載して請求します。消費税を算定する際の税率は、当該算定時に税法上現に有効な税率とし、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとします。

第5条 (免責および損害賠償)

免責及び損害賠償については、各モバカル利用規約等の規定にかかわらず、以下のとおりとします。

- (1) 本利用規約及び設定作業代行サービス仕様書に当社が責任を負う旨が定められている場合に限り、定められた限度で本サービスに関する責任を負うものとします。
- (2) 本サービスに欠陥がある場合、当社は商業的に合理的な範囲内において、速やかに本サービスの修正ないし当該欠陥の除去を瑕疵の除去の努力をすることに限るものとします。
- (3) 当社は、本サービスにより契約者に生じた損害について、当社に故意又は重過失が認められる場合に、設定作業代行サービス仕様書に定める利用料金を上限として契約者に生じた直接かつ通常の損害(逸失利益を除く)を賠償するものとし、それ以外の損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、一切の責任を負わないものとします。

【2025年1月28日制定】